

- 異動届出書の書き方 -

例3 転勤（徴収する事業所を変更して特別徴収を継続する方法）

- 1 (A) を旧勤務先で記入して、郵送又は転勤者本人が持参する等により新勤務先へ回付してください。
 - 2 新勤務先で、1欄を記入して清水町役場へ提出してください。
- ※ 系列会社でも新勤務先が特別徴収を行っているときは転勤扱いにしてください。

(A)

給 与 所 得 者	フリガナ	シミズ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏 名	清水 太郎	6,200 円	6月 から 10月 まで ↓ 2,700 円	11月 から 5月 まで ↑ 3,500 円	令和4年 10月 31日	2 右から 番号を入 1. 退職 2. 転勤 3. 死亡 4. 支払 5. 合 6. 併 7. そ の 他 の 事 由 ・ 理 由 職 働 欠 亡 期 散 他	1 右から 番号を入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	生年月日	昭和33年11月22日						
	個人番号	234567890123						
	受給者番号	123456						
	1月1日 現在の住所	清水町堂庭210-1	同 上					
異 動 後 の 住 所								

旧勤務先での徴収（予定）額

新勤務先での徴収（予定）額

転勤等による特別徴収の届出書（転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください）

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先 (特 別 徴 収 義 務 者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	1 2 3 4 5	新規	法人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	新しい勤務先へは、月割額 <u>500</u> 円を 11 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所 在 地	〒411-0903	堂 庭 2 1 2 - 1	担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名 電 話	受給者番号	
	フリガナ	カブシキガイシャ	スントウシミズ	駿 東 花 子	055-975-0000 内線 ()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を入 1. 必要 2. 不要
	氏名又は名称	株式会社	駿東清水				

新勤務先での徴収（予定）月

新勤務先での徴収（予定）額を徴収月数で割った金額（割った金額に100円未満の端数がでるときは、最初の月に端数を集め、次の月からは100円単位とします。）

異動届出書は異動があった日の翌月10日までに提出してください。